

## 第 14 消防用設備等の軽微な工事に係る 運用

## 1 軽微な工事の取扱い

法第17条の14の規定による工事整備対象設備等着工届出（以下「着工届」という）は、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事で新設、増設、移設、取替え及び改造に係るものについて要するものである。ただし、平成9年12月5日消防予第192号「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」に掲げる別紙2軽微な工事の範囲（以下「軽微な工事」という。）に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。

なお、工事の内容がすべて軽微な工事内であれば、複数の工事区分（増設、移設及び取替のうち複数）にわたり同時に行う場合も含むものとする。●

## 2 軽微な工事に準じた取扱い▲

(1) 表14-1に掲げる消防用設備等に関して行う工事は軽微な工事に準じた取扱いとすることができるものとする。

表14-1

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
消火器		本体 ・ 歩行距離に支障のないものに限る。	本体 ・ 既設と同種類のもの
消防機関へ通報する火災通報装置			メッセージ内容（ロムの書き換え）の変更に限る。
非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン）	音響装置、起動装置、表示灯 ・ 既設と同種類のもの ・ 各2個以下	音響装置、起動装置、表示灯 ・ 音響装置の包含範囲に支障のないものに限る。 ・ 各2個以下	音響装置、起動装置、表示灯 ・ 既設と同種類のもの ・ 各2個以下
非常警報設備（放送設備）	スピーカー ・ 既設と同種類のもの ・ 増幅器の容量に支障のないものに限る。 ・ 5個以下	スピーカー ・ 同一報知区域内で増幅器の容量に支障のないものに限る。 ・ 5個以下	スピーカー ・ 既設と同種類のもの ・ 5個以下
誘導灯及び誘導標識	本体 ・ 避難経路に支障のないものに限る。 ・ 5個以下	本体 ・ 避難経路に支障のないものに限る。 ・ 5個以下	本体 ・ 5個以下
各設備の非常電源			既設と同種類で能力が同等以上のもの

(2) 消防用設備等（特殊消防用設備）点検結果報告書により補完できるものは、これを消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に代えることができる。

